

日系4世の入国容易化法案

【出入国管理及び難民認定法の改正】

<立法の背景・趣旨>

日系3世は、入国を認める定住者の地位を定める告示により、原則として、定住者の在留資格をもって本邦に入国することができ、その活動には制限がない。

一方で、日系4世以下の者には、このような取扱いが認められていない。

→ 日系4世の入国を容易にするため、告示で定住者の地位を定める場合についての配慮規定を設ける必要がある。

法務大臣は、告示で定住者の地位を定める場合には、日系4世を含め、日本人の子孫に対する特別の配慮をするものとする。

現 行

入国を認める定住者の地位を定める告示は、法務大臣が定める。



改 正 後

法務大臣は、告示で定住者の地位を定める場合には、日系4世を含め、日本人の子孫に対する特別の配慮をするものとする。

告示の改正により、日系4世が定住者として入国することが容易となる。